

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成29年度事業 点検・評価調書

3 - 4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節				
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底		事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～H34		関連団体	県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <p>文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。</p>			
⑳ 事業計画と実績	<p>【29年度計画】</p> <p>公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議を引き続き行うほか、保存活用計画等の計画書を関係機関に配布するとともに、協議件数の多い史跡については、制度説明や手続き等の円滑化を図るため、平成29年度に手続き等を周知するためのパンフレット(3,000部)を作成する。</p> <p>【29年度実績】</p> <p>保存活用計画等の計画書を関係機関へ配布した。 公共事業を中心とした開発行為を把握し、関係機関と事前協議を行った。 文化財手続きの円滑化を図るため、パンフレット3,000部を作成した。</p>			
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <p>開発行為に係る事業の把握や関係機関との事前協議を引き続き行うとともに、現状変更等の手続きについて、関係者へ周知徹底を図る必要がある。</p> <p>史跡保存活用計画に基づく保存管理(3-5)・重要文化財保存活用計画に基づく保存管理(3-6)・重要文化的景観保存計画に基づく保存管理(3-7)と連携して実施する。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>今後も継続して開発行為に係る事業の把握や関係機関との事前協議を行うとともに、現状変更等の手続きについては、毎年開催している開発事業者向け文化財取扱説明会において制度の説明を行うとともに、パンフレットを活用して関係者へ周知徹底を図る。</p>			
事業評価	<p>【事業の達成度】 { a (b) · c } 計画どおりに事業が進んでいることから、B評価とした。</p> <p>【事業実施の効果】 { a (b) · c }</p> <p>【総合評価】 { A (B) · C }</p>			

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。